

令和7年6月

第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会

会 議 録

開会 6月 30日

閉会 6月 30日

松阪地区広域消防組合

令和7年6月第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会

議事日程第1号 令和7年6月30日 13時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第7号 令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第8号 令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について
日程第5 議案第9号 財産の取得について（高規格救急自動車）
日程第6 議案第10号 損害賠償の額の決定及び和解について並びに和解契約の締結につき許諾を求める件について
日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
日程第8 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
日程第9 発議第1号 松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の一部改正について
日程第10 発議第2号 松阪地区広域消防組合議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 小野 建二 君 | 2番 | 東村 佳子 君 |
| 4番 | 赤塚かおり 君 | 5番 | 西口 真理 君 |
| 6番 | 米倉 芳周 君 | 7番 | 深田 龍 君 |
| 8番 | 沖 和哉 君 | 9番 | 坂口 秀夫 君 |
| 10番 | 山本 芳敬 君 | 11番 | 中島 清晴 君 |
| 12番 | 久松 倫生 君 | 13番 | 市野 幸男 君 |
| 14番 | 隆宝 政見 君 | 15番 | 藤田 清隆 君 |
| 16番 | 新開 晶子 君 | 17番 | 江 京子 君 |

欠席議員（1名）

- 3番 橘 大介 君

議場出席説明者

- 管理者 竹上 真人 君 副管理者 久保 行男 君

副管理者 下村由美子 君
消防長 高橋 淳也 君
次長兼中署長 竹岡 昭治 君
予防課長 川村 幸生 君
救急課長 島 佳嗣 君
消防防災課長 森田 敬文 君
松阪北署長 平岡 一正 君

副管理者 永作 友寛 君
消防次長 村田 学 君
総務課長 中辻 吉人 君
警防課長 垣内 輝久 君
総合指令課長 道明 則幸 君
松阪南署長 池田 修也 君
明和署長 渡部 歩 君

事務局出席職員

事務局長 三木 敦

書記 奥山 元一

○議長（市野 幸男君） これより、令和7年6月第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたのでご報告いたします。本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（市野 幸男君） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、4番赤塚かおり議員、15番藤田清隆議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（市野 幸男君） 日程第2会期の決定を議題といたします。去る6月4日に議会運営委員会を開催願い、協議の結果、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第7号 令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号

日程第4 議案第8号 令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（市野 幸男君） 日程第3議案第7号令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号、日程第4議案第8号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、以上、議案2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第7号令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号並びに議案第8号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第7号令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,132万3千円に定めさせていただくものでございます。今回の補正予算は、再任用職員の任用形態の変更及び会計年度任用職員の配置変更に伴う報酬の調整をさせていただくとともに、消防庁舎の空調設備取替修繕にかかる修繕料の追加計上をさせていただくものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。歳入補正の内容でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目市町分担金は、264万8千円の追加

をお願いするものでございます。以上が、歳入補正の内容でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございますが、上段の第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、説明欄1一般職員給375万円の減、及び説明欄2会計年度任用職員報酬等202万2千円の追加は、再任用職員として採用予定であった職員1名の任用形態を会計年度任用職員としたことによるものでございます。次に、下段の第3款消防費、第1項消防費、第1目松阪消防費説明欄1会計年度任用職員報酬等295万円の追加は、会計年度任用職員1名を配置替えしたことによる松阪消防費の増でございます。第3目消防施設費説明欄1施設管理運営事業142万6千円の追加は、明和消防署の空調設備取替修繕にかかる修繕料の追加計上をお願いするものでございます。以上が歳出補正の内容でございます。なお、10ページからの補正予算給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしく願い申し上げます。以上、補正予算第1号の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。議案第8号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、ご説明を申し上げます。14ページをお願いいたします。令和7年度市町分担金変更明細書補正第1号につきましては、先ほどの補正予算第1号に関連しての変更でございます。松阪市から明和町まで記載のとおり変更させていただき、変更後の分担金合計を28億9,994万1千円をお願いするものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。はじめに、議案第7号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第7号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第7号令和7年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号は原案どおり可決されました。次に、議案第8号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第8号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第8号令和7年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更については原案どおり可決されました。

日程第5 議案第9号 財産の取得について（高規格救急自動車）

○議長（市野 幸男君） 日程第5議案第9号財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（市野 幸男君） 高橋消防長。

[消防長 高橋 淳也君 登壇]

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました議案第9号財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。議案書の15ページをお願いいたします。本議案につきましては、高規格救急自動車の購入に伴うもので、「松阪地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定する予定価格2,000万円以上の動産の買い入れとなるため、議会の議決に付すべき財産の取得に該当し、提案をさせていただくものでございます。財産の取得の目的は、松阪中消防署飯南分署配備の高規格救急自動車の老朽化に伴い更新をお願いするもので、契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は、1,952万5,000円で、松阪市船江町651番地1三重トヨタ自動車株式会社松阪船江店店長中井巧介と売買契約を締結しようとするものでございます。16ページの「議案第9号資料（その1）」をお願いいたします。納期は、令和8年1月16日の予定で、仮契約年月日は令和7年5月22日、予定価格は税込みで、2,200万円でございます。なお、入札経緯と結果につきましては、17ページの「議案第9号資料（その2）」に記載のとおりでございます。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

[消防長 高橋 淳也君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第9号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第9号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第9号財産の取得について（高規格救急自動車）は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第10号 損害賠償の額の決定及び和解について並びに和解契約の締結につき許諾を求める件について

○議長（市野 幸男君） 日程第6議案第10号損害賠償の額の決定及び和解について並びに和解契約の締結につき許諾を求める件についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（市野 幸男君） 高橋消防長。

[消防長 高橋 淳也君 登壇]

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました議案第10号損害賠償の額の決定及び和解について並びに和解契約の締結につき許諾を求める件について提案理由のご説明申し上げます。議案書の19ページをお願いいたします。本議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、記載のとおり損害賠償の額を決定し和解することについて、議会の議決を求めるとともに、松阪地区広域消防組合管理者と松阪市長との和解契約につき、民法第108条ただし書の規定に基づき許諾を求めるものでございます。事故の概要でございますが、令和6年12月7日 午前11時18分頃、松阪市春日町1丁目19番地松阪市健康センターはるるにおいて、松阪南消防署配備の高規格救急自動車が傷病者を収容後、方向転換をするため車両を後退させた際、施設の壁に接触し破損させたものでございます。平素から、安全運転の徹底に努めるよう指導しているところでありますが、今回、このような事故を発生させたことについて、深くお詫びを申し上げる次第でございます。今回の事故を受け、車両移動時の確認、乗車員全員が自車の特徴を把握した安全な運行を図ることを徹底したところでございます。今後とも、より一層安全運転に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

[消防長 高橋 淳也君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第10号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第10号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第10号損害賠償の額の決定及び和解について並びに和解契約の締結につき許諾を求める件については、原案どおり可決されました。

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（市野 幸男君） 日程第7報告第2号専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。高橋消防長。

[消防長 高橋 淳也君 登壇]

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました報告第2号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の21ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により専決処分事項の指定を受けております損害賠償の額の決定及び和解につきまして、令和7年5月12日に専決第2号として専決処分いたし

ましたことから、ご報告させていただくものでございます。それでは、内容につきましてご説明申し上げます。22ページをお願いいたします。損害賠償の額の決定及び和解の内容は、松阪市若葉町地内で発生いたしました松阪中消防署配備の救急ストレッチャーによる救急活動中の接触事案に係るものでございます。損害賠償の額は、8万2,500円で、損害賠償の相手方及び和解の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、令和6年11月30日 午後11時50分頃、松阪市若葉町77番地7、ケアハウス若葉さわやか苑で発生した救急事案に際し、松阪中消防署の隊員が、傷病者搬送用の救急ストレッチャーを傷病者のもとに曳航中、救急ストレッチャーが施設内に設置された手指乾燥機に接触し、破損させたものでございます。過失割合は当方が10割で、本年5月12日に示談が成立しているものでございます。平素から安全管理の徹底に努めるよう指導しているところではありますが、今回、当事者の方に損害を与えてしまいましたことに深くお詫びを申し上げます。今回の事故を受け、救急活動時における留意点等、あらためて周知を図ったところでございます。今後とも、より一層安全管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

[消防長 高橋 淳也君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） 以上で報告第2号を終わります。

日程第8 報告第3号 専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（市野 幸男君） 日程第8報告第3号専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。高橋消防長。

[消防長 高橋 淳也君 登壇]

○消防長（高橋 淳也君） ただいま上程されました報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）につきまして、ご説明申し上げます。議案書の23ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により専決処分事項の指定を受けております損害賠償の額の決定及び和解につきまして、令和7年5月16日に専決第3号として専決処分いたしましたことから、ご報告させていただくものでございます。それでは、内容につきましてご説明申し上げます。24ページをお願いいたします。損害賠償の額の決定及び和解の内容は、松阪市駅部田町地内で発生いたしました松阪南消防署配備の消防ポンプ自動車による消火活動中の接触事案に係るものでございます。損害賠償の額は、8万80円で、損害賠償の相手方及び和解の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、令和6年11月1日午前1時55分頃、松阪市駅部田町地内の火災現場付近におきまして、消火活動中に松阪南消防署配備の消防ポンプ自動車を移動させる際、展開中のサイドステップが停車中の警察車両

に接触し、当該車両右後部及びタイヤを破損させたものでございます。過失割合は当方が10割で、本年5月16日に示談が成立しているものでございます。平素から安全管理の徹底に努めるよう指導しているところではありますが、今回、警察車両に損害を与えてしまいましたことに、深くお詫びを申し上げる次第でございます。今回の事故を受け、乗車前の車両確認及び周囲の状況確認、誘導員と確実に意思疎通を図ることなど、あらためて周知を図ったところでございます。今後とも、より一層、安全運行及び安全管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

[消防長 高橋 淳也君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） 以上で報告第3号を終わります。

日程第9 発議第1号 松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の一部改正について

○議長（市野 幸男君） 日程第9発議第1号松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。山本議員。

[10番 山本 芳敬君 登壇]

○10番（山本 芳敬君） ただいま上程されました発議第1号松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の一部改正について発議者を代表しまして、提案理由のご説明を申し上げます。本発議につきましては、議会運営委員会委員全員が発議者となっておりますことを申し添えます。本条例改正につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、同法と適合させるため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第8項以降の項ずれに伴い、本条例第2条第9項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の規定は令和7年4月1日から適用するものでございます。以上、よろしくご審議のうえ、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

[10番 山本 芳敬君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。発議第1号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。発議第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって発議第1号松阪地区広域消防組合議会個人情報保護条例の一部改正については原案どおり可決されました

日程第10 発議第2号 松阪地区広域消防組合議会会議規則の一部改正について

○議長（市野 幸男君） 日程第10発議第2号松阪地区広域消防組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。山本議員。

[10番 山本 芳敬君 登壇]

○10番（山本 芳敬君） ただいま上程されました発議第2号松阪地区広域消防組合議会会議規則の一部改正について発議者を代表しまして、提案理由のご説明を申し上げます。本発議につきましては、議会運営委員会委員全員が発議者となっておりますことを申し添えます。改正の内容でございますが、議員が議案の提出及び修正の動議を行うには、地方自治法の規定により、一定数の賛成者が必要とされております。当消防組合議会の議員定数を踏まえますと、その必要な賛成者数は2人以上となるため、本規則第12条及び第15条中の、その他のものについての「3人以上の賛成者」を「賛成者2人以上（発議者を含む。）」に改めるとともに、本規則第15条の規定を、現在の地方自治法との整合を図る改正をさせていただくものでございます。附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議のうえ、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

[10番 山本 芳敬君 降壇]

○議長（市野 幸男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。発議第1号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市野 幸男君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。発議第1号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（市野 幸男君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって発議第2号松阪地区広域消防組合議会会議規則の一部改正については原案どおり可決されました。

○議長（市野 幸男君） 以上をもちまして、今期臨時会の案件は、全部議了いたしました。今期臨時会は、これにて閉会いたします。お疲れ様でした。

13時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

市野幸男

副議長

江京子

議員

赤塚かおり

議員

藤田清隆